

北上工場 産業廃棄物処理施設 維持管理記録
(2026年5月)

1. 処分場の種類

種類	管理型
----	-----

2. 処理実績

産業廃棄物の種類	処理量 (m³)
汚泥(レイタンス)	0.0
合計	0.0

3. 残余埋立容量

算定日	残余埋立容量 (m³)
2026年4月	623

4. 最終処分場の点検結果

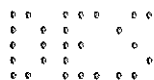
点検項目	点検日	点検結果	措置を講じた日	措置の内容
擁壁等	日常点検	異常なし	—	—
調節池		異常なし	—	—
浸出液 処理設備		異常なし	—	—
遮水シート		異常なし	—	—
防凍	該当設備なし			

5. 水質調査に関する項目

(1) 放流水, 井戸水 別紙 5月 計量証明書

6. 水質悪化に対する措置

措置を講じた日	措置の内容
—	—



計 量 証 明 書

W-080586

令和 8 年 5 月 27 日

東北ポール株式会社 北上工場 様

株 本 科学 大東 環境 科学
〒 020-0836 盛岡市津志田西一丁目2-23
総合技術センター
〒 028-3621 紫波郡矢巾町大字広宮沢1-265
TEL 019-698-2671 FAX 019-697-1660
計量証明事業登録番号 岩手県第51号(濃度)

環境計量士 徳田 武



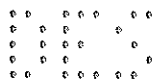
試料採取年月日	令和 8 年 5 月 13 日	10 時 16 分
天候・気温・水温	前日 晴	当日 晴 気温 21.0℃ 水温 13.4℃
試料採取場所又は 試料の名称	廃棄物処分場	
試料の種類	放流水	
試料の外観・臭気等		
試料採取者	当社 大下 雄靖	
試料受付年月日	令和 8 年 5 月 13 日	

貴依頼による濃度に係る計量証明の結果を次の通り報告致します。

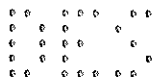
担当者 徳田 武

計 量 の 対 象	計 量 証 明 の 結 果		計 量 の 方 法
水素イオン濃度 (pH)	7.1 (22.1 ℃)		JIS K 0102-1 12
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1.3 mg/L		JIS K 0102-1 18及び21.4
化学的酸素要求量 (COD)	3.6 mg/L		JIS K 0102-1 17.2
浮遊物質 (SS)	6 mg/L		昭和46年環境庁告示第59号付表8
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (鉱油類含有量)	0.5 mg/L	未満	JIS K 0102-1 22.3及び附属書D.2
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (動植物油脂類含有量)	0.5 mg/L	未満	JIS K 0102-1 22.3及び附属書D.3
フェノール類含有量	0.005 mg/L	未満	JIS K 0102-4 5.2
銅含有量	0.01 mg/L	未満	JIS K 0102-3 11.6
亜鉛含有量	0.005 mg/L	未満	JIS K 0102-3 12.5

(株)大東環境科学



計 量 の 対 象	計 量 証 明 の 結 果		計 量 の 方 法
溶解性鉄含有量	0.03 mg/L	未満	昭和49年環境庁告示第64号付表2
溶解性マンガン含有量	0.01 mg/L	未満	JIS K 0102-3 4.2.2及び15.5
クロム含有量	0.02 mg/L		JIS K 0102-3 24.2.5
* 大腸菌数	20 CFU/mL	未満	昭和37年厚生省・建設省令第1号
窒素含有量	1.5 mg/L		JIS K 0102-2 17.5 (JIS K 0170-3 6.3.4)
リン含有量	0.1 mg/L	未満	JIS K 0102-2 18.4.6 (JIS K 0170-4 7.3.5)
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L	未満	JIS K 0102-3 14.5
シアン化合物	0.1 mg/L	未満	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.6 (JIS K 0170-9 6.3.7)
有機リン化合物	0.1 mg/L	未満	JIS K 0102-4 7.2.3
鉛及びその化合物	0.005 mg/L	未満	JIS K 0102-3 13.5
六価クロム化合物	0.02 mg/L	未満	JIS K 0102-3 24.3.6
砒素及びその化合物	0.001 mg/L	未満	JIS K 0102-3 20.5
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L	未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀化合物	不検出 (0.0005 mg/L)		昭和46年環境庁告示第59号付表3
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.0005 mg/L	未満	昭和46年環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	0.002 mg/L	未満	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L	未満	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 mg/L	未満	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0005 mg/L	未満	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.001 mg/L	未満	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L	未満	JIS K 0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L	未満	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L	未満	JIS K 0125 5.2



計 量 の 対 象	計 量 証 明 の 結 果		計 量 の 方 法
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005 mg/L	未満	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	未満	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.006 mg/L	未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.003 mg/L	未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
チオベンカルブ	0.02 mg/L	未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
ベンゼン	0.001 mg/L	未満	JIS K 0125 5.2
セレン及びその化合物	0.001 mg/L	未満	JIS K 0102-3 26.4
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	未満	昭和46年環境庁告示第59号付表7第3
ほう素及びその化合物	0.01 mg/L	未満	JIS K 0102-3 5.6
ふっ素及びその化合物	0.13 mg/L		JIS K 0102-2 5.4 (JIS K 0170-6 6.3.3)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1.4 mg/L		JIS K 0102-2 13.6、14.4及び15.8
	以 下 余 白		

備考 不検出とは、計量証明の結果が（ ）内に記載した定量限界値を下回することをいう。

*印の対象は、計量法第107条の計量対象外

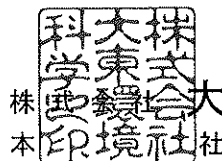


計 量 証 明 書

W-080587-001

令和 8 年 5 月 27 日

東北ポール株式会社 北上工場 様



株 本 大東環境科学

〒 020-0836 盛岡市津志田西一丁目2-23

総合技術センター

〒 028-3621 紫波郡矢巾町大字広宮沢1-265

TEL 019-698-2671 FAX 019-697-1660

計量証明事業登録番号 岩手県第51号(濃度)

環境計量士

徳 田 武



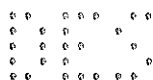
試料採取年月日	令和 8 年 5 月 13 日	10 時 28 分
天候・気温・水温	前日 晴	当日 晴 気温 23.4℃ 水温 12.6℃
試料採取場所又は 試料の名称	廃棄物処分場 監視用井戸 処分場側井戸	
試料の種類	地下水	
試料の外観・臭気等		
試料採取者	当社 大下 雄靖	
試料受付年月日	令和 8 年 5 月 13 日	

貴依頼による濃度に係る計量証明の結果を次の通り報告致します。

担当者 徳 田 武

計 量 の 対 象	計 量 証 明 の 結 果	計 量 の 方 法
* 電気伝導率 (EC)	23.0 mS/m	JIS K 0102-1 13
塩化物イオン (Cl ⁻)	14.6 mg/L	JIS K 0102-2 6.3
カドミウム	0.0003 mg/L 未満	JIS K 0102-3 14.5
全シアン	不検出 (0.1 mg/L)	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.6 (JIS K 0170-9 6.3.7)
鉛	0.001 mg/L 未満	JIS K 0102-3 13.5
六価クロム	0.005 mg/L 未満	JIS K 0102-3 24.3.6
砒素	0.001 mg/L 未満	JIS K 0102-3 20.5
総水銀	0.0005 mg/L 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀	不検出 (0.0005 mg/L)	昭和46年環境庁告示第59号付表3

(株)大東環境科学



計 量 の 対 象	計 量 証 明 の 結 果	計 量 の 方 法
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不検出 (0.0005 mg/L)	昭和46年環境庁告示第59号付表4
ジクロロメタン	0.002 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 mg/L 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.0003 mg/L 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
チオベンカルブ	0.002 mg/L 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
ベンゼン	0.001 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 mg/L 未満	JIS K 0102-3 26.4
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表7第3
クロロエチレン	0.0002 mg/L 未満	平成9年環境庁告示第10号付表第2
ほう素	0.01 mg/L 未満	JIS K 0102-3 5.6
ふっ素	0.05 mg/L 未満	JIS K 0102-1 5.5
	以 下 余 白	

備考 不検出とは、計量証明の結果が（ ）内に記載した定量限界値を下回することをいう。

*印の対象は、計量法第107条の計量対象外



計量証明書

W-080587-002

令和 8 年 5 月 27 日

東北ポール株式会社 北上工場 様

株 本
科学 大東環境科学
大東環境科学
大東環境科学

〒 020-0836 盛岡市津志田西一丁目2-23

総合技術センター

〒 028-3621 紫波郡矢巾町大字広宮沢1-265

TEL 019-698-2671 FAX 019-697-1660

計量証明事業登録番号 岩手県第51号(濃度)

環境計量士

徳田 武



試料採取年月日	令和 8 年 5 月 13 日	11 時 03 分
天候・気温・水温	前日 晴 当日 晴	気温 23.1℃ 水温 10.4℃
試料採取場所又は 試料の名称	廃棄物処分場 監視用井戸 水路側井戸	
試料の種類	地下水	
試料の外観・臭気等		
試料採取者	当社 大下 雄靖	
試料受付年月日	令和 8 年 5 月 13 日	

貴依頼による濃度に係る計量証明の結果を次の通り報告致します。

担当者 徳田 武

計量の対象	計量証明の結果	計量の方法
* 電気伝導率 (EC)	19.3 mS/m	JIS K 0102-1 13
塩化物イオン (Cl ⁻)	13.8 mg/L	JIS K 0102-2 6.3
カドミウム	0.0003 mg/L 未満	JIS K 0102-3 14.5
全シアン	不検出 (0.1 mg/L)	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.6 (JIS K 0170-9 6.3.7)
鉛	0.001 mg/L 未満	JIS K 0102-3 13.5
六価クロム	0.005 mg/L 未満	JIS K 0102-3 24.3.6
砒素	0.001 mg/L 未満	JIS K 0102-3 20.5
総水銀	0.0005 mg/L 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀	不検出 (0.0005 mg/L)	昭和46年環境庁告示第59号付表3

(株)大東環境科学



W-080587-002

計 量 の 対 象	計 量 証 明 の 結 果	計 量 の 方 法
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不検出 (0.0005 mg/L)	昭和46年環境庁告示第59号付表4
ジクロロメタン	0.002 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 mg/L 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.0003 mg/L 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
チオベンカルブ	0.002 mg/L 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
ベンゼン	0.001 mg/L 未満	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 mg/L 未満	JIS K 0102-3 26.4
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表7第3
クロロエチレン	0.0002 mg/L 未満	平成9年環境庁告示第10号付表第2
ほう素	0.11 mg/L	JIS K 0102-3 5.6
ふっ素	0.05 mg/L 未満	JIS K 0102-1 5.5
	以 下 余 白	

備考 不検出とは、計量証明の結果が（ ）内に記載した定量限界値を下回することをいう。

*印の対象は、計量法第107条の計量対象外

(株)大東環境科学